

「大曲の花火」の商標使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大曲商工会議所が所有する「大曲の花火」に関する商標登録（以下「商標」という。）の使用に関し、必要な手続きを定め、管理を徹底するものとする。

(使用の承諾)

第2条 商標を使用しようとする者（以下「商標使用者」という。）は、商標使用許諾申請書（様式第1号）を会頭に提出し、会頭の承諾を受けるものとする。その際、商品もしくは商品の写真等を添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商標許諾申請書（様式第1号）の提出のみとする。

- (1) 秋田県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報のために使用する場合
- (3) そのほか会頭が適当と認めた場合

2 会頭は、申請書の内容をもとに使用の可否を決定し、商標使用許諾通知書（様式第2号）又は商標使用拒否通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用の制限)

第3条 会頭は、次の各号のいずれかに該当するおそれのある場合は、商標を承諾しないものとする。

- (1) 「大曲の花火」のブランドイメージを傷つけるおそれのある場合
- (2) 公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 身体等に危害が及ぶおそれがある場合
- (4) 宗教活動、政治活動等に使用する場合
- (5) その他商標の使用が不適當と認める場合

(契約の解除)

第4条 会頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 商標使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 申請書に虚偽があった場合
- (3) その他使用に対して不適當であると認められた場合

(許諾内容の変更)

第5条 商標使用者が申請書の内容について変更のある場合、あらかじめ商標使用変更申請書（様式第4号）を提出し、承諾を受けるものとする。

(使用承諾期間)

第6条 商標の使用承諾期間は、使用の許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(登録料)

第7条 商標使用者は、事業所登録料として5,000円(初回のみ)を支払わなければならない。

(使用料)

第8条 商標使用は有料とし、使用料は次に定める。

大曲商工会議所 会 員	1 事業者	年間	5,000円
大曲商工会議所 非会員(大仙市内)	1 事業者	年間	15,000円
大曲商工会議所 非会員(大仙市外)	1 事業者	年間	30,000円

(減免使用)

第9条 会頭は、必要に応じて商標の使用を無償、もしくは減額することができる。

(使用料の納付)

第10条 使用者は使用承諾を受けた日から10日以内に第7条の規程により算出した使用料を指定の口座に振り込まなければならない。振込手数料は使用者が負担することとする。また、途中で商標の使用を辞めた場合、もしくは使用許諾を取り消された場合でも使用料は返金しない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、この承諾によって生ずる権利を譲渡・転貸してはならない。

(無断使用)

第12条 使用者が許諾を得ずに使用した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警告
- (2) 損害賠償請求等法的処置

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会頭が別に定める。

付則

1. この規程は平成28年 4月 1日から施行する。